

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第41号	
事故等名	遊漁船俊英丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年12月10日(水)15時10分ごろ	
発生場所	鳥取県大山町御崎沖	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月5日広島・地方事故調査官が船長から船長作成の事故報告書、修理明細書、回答書を入手し、修理業者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	遊漁船 俊英丸 4.8トン	
船舶番号	272-11301鳥取	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	主機過給機ロータ軸が異常摩耗	
事故等の経過	本船は、釣り客1人を乗せ、鳥取県中野港を出港し、鳥取県大山町御崎沖で遊漁中、平成20年12月10日15時10分ごろ、煙突から炎が出たので、主機を停止し、巡視艇によって中野港にえい航された。 天気は晴れで、風力3の北西風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機過給機のロータ軸が異状磨耗しており、潤滑油が同軸シール部から漏洩して排気管に入り、煙突から炎が出たものと考えられる。 主機過給機の整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、主機過給機のロータ軸が異常摩耗したため、遊漁中に潤滑油が同軸シール部から漏洩して同機が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	